

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス消火設備改修工事

2 契約の相手方

能美防災株式会社 関西支社

3 随意契約理由

現在、湊町リバープレイス1階において、「湊町リバープレイス換気設備改修工事」を施工中である。換気設備の取り換えにあたっては、支障となるスプリンクラーを移設する必要があるが、その際、本来、スプリンクラー設備となっているべきエリアに、泡消火設備の配管がつながっていることが発覚した。当施設の1階には防災センターや宿直室など、職員が常駐するエリアが点在し、火災発生時には泡消火設備ではなく、スプリンクラーから水が放水されることにより消火する設備を設置しておく必要がある。現状のまま設備を使い続けた場合、万が一火災が発生した際に、スプリンクラーが正しく稼働せず、適切に消火されない恐れがあることから、早急に対策を講じる必要がある。

今回の工事は、消火設備と連結する配管を正しく繋ぎ変える工事であるが、契約の相手方については、早急に人員及び資機材を確保し迅速な現場着手に対応可能であることが求められる。本工事の重複箇所である「湊町リバープレイス換気設備改修工事」のスプリンクラーの移設工事は下請けで能美防災株式会社が請け負っており、当該事業者であれば、すでに確保している人員や資機材を今回の工事に流用することにより、迅速に着手することができ、工期の短縮を図ることができる。また、当該事業者は当施設の消防設備点検整備を実施しており、経験やノウハウなどの専門的知識を有している。本工事に必要となる機器の搬入経路や部品の工事ヤードについても当該施工範囲に設ける必要があり、当該事業者以外の事業者が施工すれば、作業員の出入りが輻輳するとともに資機材にかかる責任の所在が不明確となるなど、安全・円滑かつ適切な施工を確保することができない。

以上のことから、短期間で工事を施工できるとともに、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められることから、当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ（電話番号 06-6208-9442）